

長久手市中央図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市広告掲載要綱（平成25年4月1日施行。以下「広告掲載要綱」という。）の規定に基づき、長久手市中央図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、長久手市中央図書館（以下「図書館」という。）の雑誌に民間企業等の広告を組み込み、広告掲載希望者を雑誌購入のスポンサー（以下「雑誌スポンサー」という。）として広く寄付を募ることにより新たな図書館資料を確保し、図書館利用サービスの充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 図書館は、雑誌スポンサーが広告掲載を希望する雑誌のカバーに広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する。

2 雑誌スポンサーは、図書館の仕様書により装備した雑誌の購入費用を負担し、図書館が指定した納入業者（以下「納入業者」という。）が当該雑誌を納品する。

3 当該雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

4 図書館は、提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、提供雑誌の最新号カバー裏面には、雑誌スポンサーが作成した広告を掲載する。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーは、企業、商店、団体等を対象とし、個人は対象としない。

2 広告掲載希望者が広告掲載要綱第3条第3項のいずれかに該当する業種又は事業者に係るものである場合は、雑誌スポンサーの対象としない。雑誌スポンサーが契約期間中においてこれらのものに該当するに至った場合も同様とする。

(広告の内容)

第5条 広告の内容は、公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、

市民に不利益を与えないものとする。

- 2 広告掲載要綱第3条第2項各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

(広告の規格)

第6条 提供雑誌の最新号カバー表面については、雑誌スポンサー名を表示し、表示の大きさは縦4cm、横13cm以内で、地色は白色、文字は黒色とする。

- 2 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告は、最新号カバーに収まるサイズのものとし、雑誌スポンサーが作成した片面印刷のものを使用する。

(広告掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、原則として市長が掲載を決定した月の翌月から1年間とする。ただし、新規申込みの初年度は年度末(3月31日)までとする。

- 2 掲載の更新について、期間満了の3か月前までに市長又は雑誌スポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(雑誌の選定)

第8条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストから希望する雑誌を選定する。

(雑誌スポンサー制度の申込方法)

第9条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、長久手市中央図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとし、同一の雑誌について複数の申込者があったときは、先着順とする。

- 2 申込書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 広告内容の実物案
- (2) 会社概要等

(審査及び決定)

第10条 市長は、前条の申込みがあったときは、広告掲載要綱第10条に規定する審査会に付し、雑誌スポンサー及び掲載広告を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、長久手市中

中央図書館雑誌スポンサー認定・不認定決定通知書（様式第2）により申込者に通知するものとする。

（費用負担）

第11条 前条の規定により認定の決定を受けた雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーが全額負担するものとし、次に掲げる支払方法により、雑誌スポンサーが当該雑誌の納入業者に直接支払うものとする。

(1) 支払は、一括先払とする。

(2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

（雑誌が休廃刊となった場合の措置）

第12条 雑誌スポンサー提供の雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に掲載広告を振り替えることができる。

（雑誌が不明となった場合の措置）

第13条 雑誌スポンサー提供の最新号雑誌が不明となった場合は、図書館が当該雑誌を購入して配架する。

（広告の変更）

第14条 雑誌スポンサーは、広告掲載期間中1年間に1回、雑誌カバー裏面に掲載する広告の変更を行うことができる。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。

2 広告の変更を希望するときは、速やかに第9条の手続を行うものとする。

ただし、会社概要等に変更がないときは、第9条第2項第2号の資料の添付は必要としないものとする。

（広告掲載の責務）

第15条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第16条 市長は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

(1) 雑誌スポンサーが市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

- (2) 雑誌スポンサーが社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (3) 雑誌スポンサーの申込みにあたって、虚偽の内容があったとき。
 - (4) 雑誌スポンサーの倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
 - (5) 雑誌スポンサーが書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。
 - (6) 指定する期日までに雑誌の購入費用を納入業者に納付しなかったとき。
 - (7) 雑誌スポンサーが第4条の規定に適合しないことが判明したとき。
- 2 市長は、市の都合により広告の掲載等を継続することができなくなったときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。
- 3 前2項の理由により広告掲載の取消し又は中止をした場合は、長久手市雑誌スポンサー決定取消通知書（様式第3）により当該雑誌スポンサーに通知するものとする。
- 4 広告掲載の取消し又は中止をした場合は、雑誌スポンサーが負担した雑誌の購入費用の補償は行わないものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。